光市総合防災情報システム構築業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和３年６月
山 口 県 光 市

１　趣旨

本要項は、本市が令和３年度から令和５年度にかけて実施する光市総合防災情報システム構築業務委託の受託者となり得る者を、公募型プロポーザル方式により特定するための事務（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めたものである。

２　業務概要

（１）　業務名

光市総合防災情報システム構築業務

（２）　業務目的

本業務は、災害関連情報の一元的な集約、庁内における情報共有、災害対策本部の発令判断支援及びワンオペレーションでの情報発信など、迅速かつ的確な災害対応を行うために必要な機能を有する総合防災情報システムを構築することを目的とする。

（３）　業務内容

別紙「光市総合防災情報システム構築業務委託特記仕様書（案）（以下「特記仕様書（案）」という。）」のとおり。ただし、特記仕様書（案）は、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、特定された者の技術提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

（４）　契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

なお、令和６年４月１日（月）から令和１１年３月３１日（土）までの運用保守業務を別途予定している。

（５）　委託料上限額

８０，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

なお、提案に当たっては、本業務範囲内における提案金額（イニシャルコスト）が上記金額を超えないものとする。ただし、後年負担の経費も含めて評価を実施するため、見積書には次年度以降の運用保守費（ランニングコスト）も記載すること。

３　担当部局

光市総務部防災危機管理課

〒７４３－８５０１　山口県光市中央六丁目１番１号

電話番号　：０８３３－７２－１４０６

ＦＡＸ番号：０８３３－７２－１７３１

電子メール：bousai@city.hikari.lg.jp

４　選定審査方法等

（１）　方式

公募型プロポーザル方式

（２）　選定審査実施機関

光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル評価委員会

（３）　選定審査方法

参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを基に、別表１の評価項目等により審査を行い、本業務の受託に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）等を特定する。ただし、審査総評価点の６０％の点を最低基準点とし、これを超える者がいない場合は、優先交渉権者等の特定をしないものとする。なお、参加者が１者のみでも実施する。

５　実施スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成１６年光市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

期日	事項
令和３年６月２９日（火）	プロポーザル公告
令和３年６月２９日（火）～令和３年７月８日（木）	参加表明書類受付期間
令和３年７月５日（月）	参加表明に関する質問書受付期限
令和３年７月上旬	資格審査結果の通知
令和３年７月１３日（火）～令和３年７月２７日（火）	技術提案書類受付期間
令和３年７月２１日（水）	質問書受付期限
令和３年８月３日（火）	プレゼンテーション等の実施
令和３年８月上旬	審査結果の通知

６　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

なお、参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出日とし、契約締結までの期間に参加者が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできないものとする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、こ

の限りでない。

（３）　公告日から契約締結日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成１６年光市告示第１５号）の規定による指名停止の措置を受けておらず、かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（５）　過去５年間（平成２８年度から令和２年度まで）に地方自治体に対し、本市が求める総合防災情報システムと同等のシステムの構築又は導入業務を履行した実績（特記仕様書（案）に記載の映像表示装置（マルチモニター等）の調達及び設置に関する業務の実績は除く。）があること。

７　業務実施上の条件

（１）　本業務の全部又は主たる部分（映像表示装置（マルチモニター等）の調達及び設置に関する業務は除く。）を再委託してはならない。

（２）　本業務に従事する技術者の必要条件は、次のとおりとする。

ア　配置人数

管理技術者及び担当技術者を置くこと。

なお、担当技術者は、複数配置することができる。

イ　管理技術者及び主たる担当技術者は、参加表明者の組織に属している者であり、日本語に堪能でなければならない。

８　参加表明

（１）　提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要調書（様式第２号）

ウ　参加資格要件等確認書（様式第３号）

令和３年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次のエからカまでの書類（エ及びカの書類については、発行日から３箇月以内のもの）を追加で提出すること。

エ　履歴全部事項証明書（商業・法人登記簿謄本）

オ　財務諸表

カ　税の未納・滞納がない証明書の写し

（ア）　国税：本社に係る、納税証明書（その３の３証明書）

（イ）　県税：本社所在地に係る、都道府県に納める全ての税（支社等が参加表明を行う場合には、支社等の所在地における都道府県税）

（ウ）　市税：本社所在地に係る、市町村に納める全ての税（支社等が参加表明を行う場合には、支社等の所在地における市町村税）

（２）　提出方法

担当部局に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

なお、提出の際には、封筒等の表面に「光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル参加表明書」と朱書きすること。

（３）　受付期間

令和３年６月２９日（火）から令和３年７月８日（木）まで

持参の場合の受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（４）　参加資格審査

提出された参加表明書類により、担当部局において参加資格の有無を審査し、参加表明書類を提出した者に結果を文書で通知する。

９　質問及び回答

（１）　質問ができる者等

質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、質問内容は、参加表明書類及び技術提案書類の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとする（評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。）。

（２）　質問方法

質問書（様式第４号）に必要事項を記入の上、担当部局に持参、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ＦＡＸ又は電子メールの場合は、着信確認を行うこと。

（３）　質問書提出期限

令和３年７月２１日（水）午後５時１５分

ただし、参加表明に関する質問の提出期限は、令和３年７月５日（月）午後５時１５分とする。

（４）　回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則２日（休日を除く。）以内に、質問者に対して電子メールにて行う。

また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市のウェブサイトにおいて公開する。ウェブサイトに掲載した回答事項については、本実施要項と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

１０　技術提案

（１）　提出書類

ア　技術提案書（様式第５号ほか）

技術提案書の表紙は様式第５号によるものとし、次の事項について、光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル参加表明書類及び技術提案書類作成要領に基づき記載すること。

（ア）　業務の実施方針

（イ）　工程計画

（ウ）　特記仕様書（案）に示すシステム構成、機能要件（独自提案を含む。）、システム要件、運用要件及び映像表示装置等に関すること。

イ　業務実施体制（様式第６号）

ウ　配置予定技術者の経歴等調書（様式第７号）

エ　参考見積書（様式第８号）

特記仕様書（案）及び技術提案書により提案する内容を実施する場合に要する費用（イニシャルコスト及びランニングコスト）を算定し、見積もること。

なお、本業務に係る全ての諸費用（ライセンス費用等）を含めて見積もること。

（２）　提出方法

担当部局に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

なお、提出の際には、封筒等の表面に「光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル技術提案書」と朱書きすること。

（３）　受付期間

令和３年７月１３日（火）から令和３年７月２７日（火）まで

受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

１１　プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格を有する者で技術提案書類を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

技術提案書類を提出した者は、提出した技術提案書に沿ってプレゼンテーションを実施すること。

なお、機能要件に関する提案については、実際のシステムを用いて説明を行うこと。

（１）　実施予定日

令和３年８月３日（火）

（２）　プレゼンテーション実施者

配置予定の管理技術者を含む３人以内の者が出席し、管理技術者が説明を行うこととする。

（３）　予定所要時間

プレゼンテーション３０分以内、ヒアリング２０分程度

（４）　その他

ヒアリングにおいて、技術提案書に記載のない新たな提案を行うことは認めない。ただし、システムを用いて説明を行う際に、メニュー切替や画面遷移の過程で技術提案書に記載のない機能等が表示されても構わない。

開催場所、日時、留意事項等の詳細については、資格審査結果通知以後に改めて通知する。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、プレゼンテーションを動画視聴形式、ヒアリングを Web 会議システムを用いて実施する可能性があるが、その場合には、別途通知する。

（５）　審査結果の通知

委員会で審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全社に、結果を文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称を公表する。

１２　契約

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

技術提案で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

なお、契約保証金等については、光市財務規則（平成１６年光市規則第４７号）の規定による。

１３　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

（１）　提出書類の提出方法に適合しないもの

（２）　提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの

（３）　提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（４）　提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

（５）　市が提示した委託料上限額を超える額の参考見積書を提出したもの

（６）　本プロポーザルに関して担当部局以外の関係者と接触を図ったもの

（７）　プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの

（８）　その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

１４　その他

（１）　提出期限後の参加表明書類及び技術提案書類の差替え及び再提出は認めない。

（２）　参加表明書類の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第９号）を担当部局に提出すること。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な扱いを受けることはない。

（３）　提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（４）　提出された参加表明書類及び技術提案書類は返却しない。なお、提出された参加表明書類及び技術提案書類は、選定以外の目的で参加表明者に無断で使用しない。

（５）　提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。

（６）　本プロポーザルは、優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

（７）　技術提案書類に記載された配置予定の管理技術者及び主たる担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。

（８）　本プロポーザル手続において、本市が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

（９）　審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

（１０）　参加表明書類、技術提案書類の提出及びプレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加表明者の負担とする。

（１１）　審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

別表１　評価項目等

評価項目	評価の着眼点等	配点
参加表明者の実績		
導入実績	過去５年間（平成２８年度から令和２年度まで）に地方自治体に対し、本市が求める総合防災情報システムと同等のシステムの構築又は導入業務を履行した実績について、件数により評価する。	１０
技術提案		
業務実施体制		
業務実施体制	本業務の目的に沿ったシステムの構築が可能か、業務実施体制の妥当性について評価する。	１０
技術提案の内容		
実施方針	業務内容を十分に理解した上での実施方針となっているか、実施方針の的確性について評価する。	１０
工程計画	システム稼働日を踏まえた実効性のあるスケジュールとなっているか、工程計画の妥当性について評価する。	１０
システム構成	本市が求めるシステム構成の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
機能要件	本市が求める情報収集機能の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
	本市が求める情報共有機能の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
	本市が求める情報分析機能の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
	本市が求める情報発信機能の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
	本市の災害対応において有効な機能が独自に提案されている場合、その有効性について評価する。	２０
運用要件	本市が求める運用要件の内容を踏まえた提案となっているか評価する。	２０
使いやすさ	情報機器に精通していない職員でも直感的に使用できるメニュー配置や画面構成となっているか評価する。	２０

評価項目	評価の着眼点等	配点
技術提案		
その他		
技術提案書	提案資料について、的確な文書表現となっているか、分かりやすいかなど資料作成能力について評価する。	１０
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションは説得力があり分かりやすいか、質疑に対し的確な応答を行えているか、業務に対する熱意が感じられるかなど、コミュニケーション能力等について評価する。	１０
参考見積		
イニシャルコスト	提出された構築業務の参考見積額（イニシャルコスト）について、一定の基準により評価する。	１５
ランニングコスト	提出された運用保守業務の参考見積額（ランニングコスト）について、一定の基準により評価する。	１５